

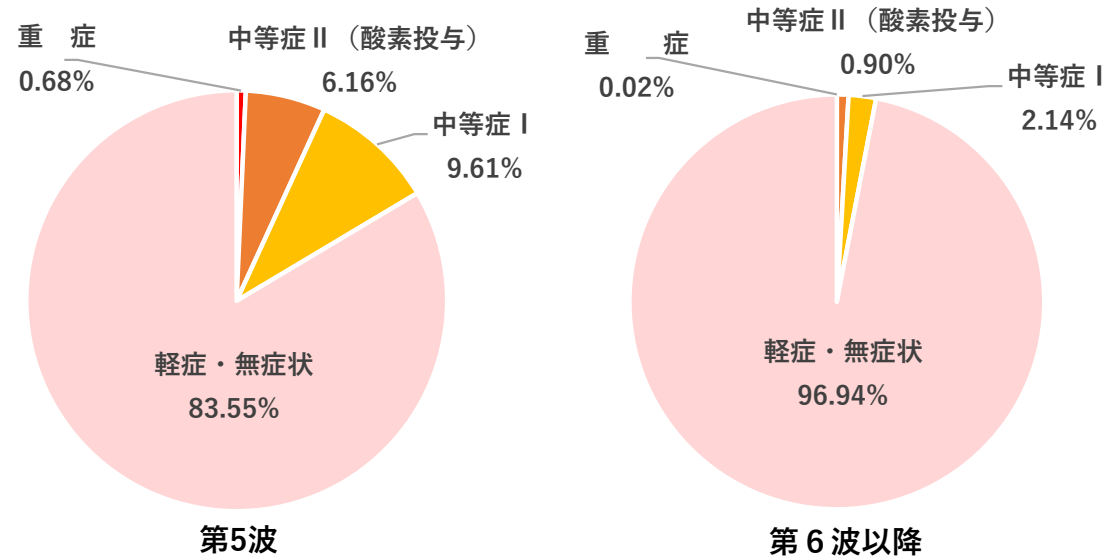
背景

- 感染力の極めて強いオミクロン株の影響により、年明け以降、県内もかつてない規模の感染拡大に直面し、その期間も長期化している。
- 一方で、比較的入院や重症化リスクが低いと言われるオミクロン株の特徴や、ワクチン接種の進展、経口治療薬の実用化等により、患者像は変化しており、医療のひっ迫は一定程度抑えられている状況。

■ 人口10万人あたりの新規感染者数（最大）



■ 感染者の症状別割合



	第5波 (R3.6.21~10.10)	第6波以降 (R4.1.2~4.17)
感染者数	3,070人	28,497人
入院者数	505人 (16.45%)	871人 (3.06%)
重症	21人 (0.68%)	5人 (0.02%)
中等症 II ※酸素投与	189人 (6.16%)	256人 (0.90%)
中等症 I	295人 (9.61%)	610人 (2.14%)
軽症・無症状	2,565人 (83.55%)	27,626人 (96.94%)

※ () は感染者数に占める割合 1

■ 宿泊療養者の入院率の状況

【施設 A】

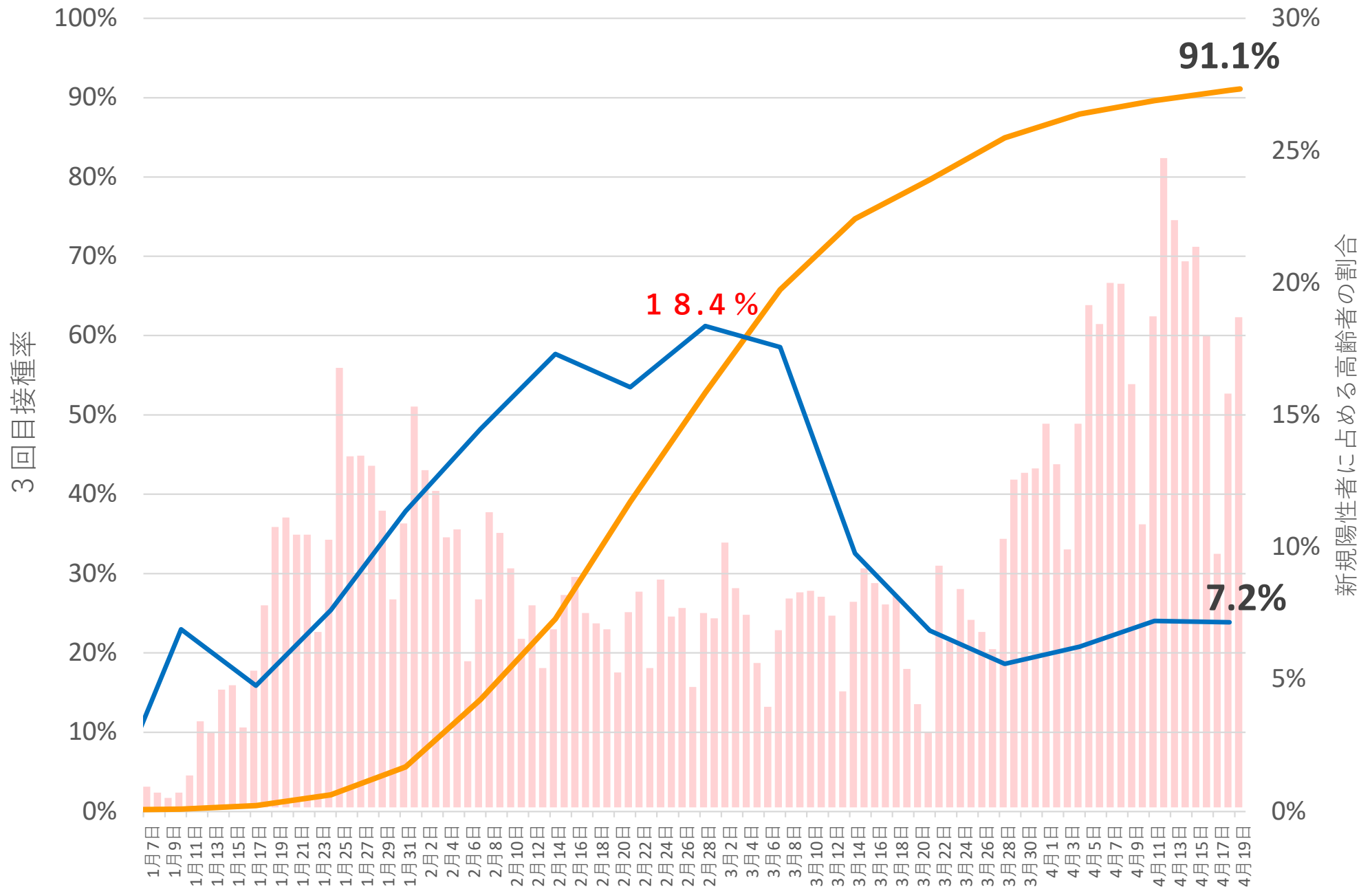
第 5 波（デルタ株）			第 6 波以降（オミクロン株）		
入所者数	入院者数	割合	入所者数	入院者数	割合
245人	81人	33.1%	279人	4人	1.4%

【施設 B】

第 5 波（デルタ株）			第 6 波以降（オミクロン株）		
入所者数	入院者数	割合	入所者数	入院者数	割合
303人	38人	12.5%	915人	9人	1.0%

※第 6 波以降は 4 月 1 8 日まで

■高齢者のワクチン3回目接種率と感染状況の推移



見直しに係る基本的考え方

- ① 引き続き、医療提供体制のさらなる強化や保健所機能の維持を図るとともに、ワクチンの3回目接種を一層進捗させることにより、医療のひっ迫が生じない水準で感染を受け止めつつ、日常生活と社会経済活動の維持を図っていく。
- ② このため、警報等の発令に当たっては、医療のひっ迫状況を重視することをより明確化し、具体的な行動要請の内容や対象範囲等については、感染状況等を見極めながら、その都度決定する。
- ③ なお、新たな変異株の発生等に伴う感染状況や、国の基本的対処方針の変更等に応じて、今後必要に応じて適宜対応方針の見直しを行う。

警報等の区分について

【現行】

警報区分	発令目安	対応例
緊急事態宣言 (国レベル3相当)	・国レベル3と同等の医療ひっ迫に至るおそれがある場合※1（感染状況や関係指標を総合的に判断）	・県全域において、赤圏域の対応 ・国へ「まん延防止等重点措置」の適用要請を検討 ・その他の必要な対応
感染拡大緊急警報 (国レベル2相当)	・国レベル2と同等の医療ひっ迫に至るおそれがある場合※2（感染状況や関係指標を総合的に判断）	・圏域毎に緑、黄又は赤圏域の対応（オレンジ区域は個別に設定） ・県全域において、その他の必要な対応
特別警報	・黄圏域が3つから4つ以上 ・オレンジ区域が1つ以上 ・赤圏域が1つ以上	・圏域毎に緑、黄又は赤圏域の対応（オレンジ区域は個別に設定）
警報	・黄圏域が1つから3つまで	・圏域毎に緑又は黄圏域の対応
持続的な警戒	・全ての圏域が緑	・県全域において緑圏域の対応

※1 第5波の8月中旬の医療ひっ迫状況（当面、入院者数70人程度を想定）

※2 第5波の8月上旬の医療ひっ迫状況（当面、入院者数35人程度を想定）

【変更案】

警報区分	発令目安
医療非常事態宣言 (国レベル3相当以上)	・病床使用率、重症病床使用率のいずれかが50%を超える又はそのおそれがある場合（感染状況や関係指標を総合的に判断）
医療緊急警報 (国レベル2相当)	・病床使用率、重症病床使用率のいずれかが25%を超える又はそのおそれがある場合（感染状況や関係指標を総合的に判断）
医療警報 (国レベル1相当)	・病床使用率、重症病床使用率のいずれかが15%を超える場合

※ 医療非常事態宣言の発令の目安に達した場合、国へ「まん延防止等重点措置」の適用要請を検討する。

国の分科会の指標

レベル0 (感染者ゼロレベル)	レベル1 (維持すべきレベル)	レベル2 (警戒を強化すべきレベル)	レベル3 (対策を強化すべきレベル)	レベル4 (避けたいレベル)
新規陽性者数ゼロ	安定的に一般医療が確保され、コロナ対応も可能な状態	新規陽性者数は増加傾向にあるが、病床数の増加で医療が必要な人への対応ができていく	一般医療を相当程度制限しなければ、新型コロナへの医療の対応ができず、医療が必要な人への適切な対応ができない（病床使用率や重症病床使用率が50%を越えているなど）	一般医療を大きく制限しても、コロナの医療対応ができない 最大確保病床数を超えた数の入院が必要

感染状況の区分について

区分	現行	変更案
緑 感染未確認圏域	<ul style="list-style-type: none"> ・新規感染者が確認されていない ・感染者が入院又は療養した日の翌日から起算して14日間を経過している 	<ul style="list-style-type: none"> ・直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が0人
黄 感染確認圏域	<ul style="list-style-type: none"> ・新規感染者が一定に収まっている 	<ul style="list-style-type: none"> ・直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が100人未満
オレンジ 感染警戒圏域 <small>※現行は区域(市町村単位)</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・新規感染者の急増や、感染経路不明の例続発、感染者集団(クラスター)の続発などにより、国レベル2相当又はそのおそれがある(※直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数20人程度を想定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が100人以上200人未満
赤 感染急増圏域	<ul style="list-style-type: none"> ・新規感染者の急増や、感染経路不明の例続発、感染者集団(クラスター)の続発などにより、国レベル3相当又はそのおそれがある(※直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数40人程度を想定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が200人以上

※原則、圏域単位で指定するが、感染状況によっては、市町村単位などの区域(市町村と協議)で指定する。

※各区分の引き下げは、一定期間上記の目安を下回る状況が見込まれる場合に行う。

警報区分ごとの行動要請のイメージ（今後）

内容	警報なし	医療警報	医療緊急警報	医療非常事態宣言	まん延防止等重点措置
目安（病床使用率）	－	15%	25%	50%	50%
外出・移動	－	－	○混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出・移動の自粛	○不要不急の外出・移動の自粛	○同左
会食	○会食時の「みやざきモデル」の推奨 ・大人数、長時間での会食は控えて ・ひなた飲食店認証店の利用	○同左 ○一卓4人以下、2時間以内（テーブル間の席の移動は控えて）	○同左 ○同左 ○高齢者や基礎疾患を有する方、医療従事者及び高齢者施設等従事者は会食は家族などいつも一緒にいる身近な人と	○同左 ○同左 ○同左	○同左 ○同左 ○同左
飲食店等への要請					○営業時間の短縮 ○酒類の提供停止（非認証店のみ）
高齢者施設等の面会	○感染対策を徹底の上、人数を最小限で	○同左	○対面での面会を制限（ガラス越しやオンラインでの面会を）	○同左	○同左
イベント	○収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度 ・収容率：大声あり50%以内、大声なし100%以内 ・人数上限：5,000人又は収容定員50%以内のいずれか大きい方 ※5,000人超のイベントで、感染防止安全計画を策定した場合は、収容定員まで追加可（大声なしが前提） ○飲食時における感染防止対策の徹底（「ひなた飲食店認証店」の認証基準に準じた対策の実施）				○同左（人数上限：5000人まで） ○同左

※各行動要請の内容や対象範囲等は、感染状況を踏まえて判断する。

※ワクチン・検査パッケージによる行動要請の緩和については、今後の国の方針を踏まえ検討する。

感染状況の区分ごとの行動要請（現行）

内容	感染未確認圏域（緑圏域） 感染確認圏域（黄圏域）	感染警戒区域 （オレンジ区域）	感染急増圏域 （赤圏域）	重点措置区域 （まん延防止等重点措置）
外出・移動	—	○混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出・移動の自粛	○同左	○同左 ○圏域（市町村）外への不要不急の外出・移動の自粛
会食	○会食時の「みやざきモデル」の推奨 ・大人数、長時間での会食は控えて ・ひなた飲食店認証店の利用 ○高齢者や基礎疾患を有する方、医療従事者及び高齢者施設等従事者は会食は家族などいつも一緒にいる身近な人と	○同左 ○同左 ○一卓4人以下、2時間以内（テーブル間の席の移動は控えて）	○同左 ○同左 ○同左	○同左 ○同左 ○同左
飲食店等への要請				○営業時間の短縮 ○酒類の提供停止
高齢者施設等の面会	○感染対策を徹底の上、人数を最小限で	○対面での面会を制限（ガラス越しやオンラインでの面会を）	○同左	○同左
イベント	○収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度 ・収容率：大声あり50%以内、大声なし100%以内 ・人数上限：5,000人又は収容定員50%以内のいずれか大きい方 ※5,000人超のイベントで、感染防止安全計画を策定した場合は、収容定員まで追加可（大声なしが前提）		○同左 ○会食に繋がる場面の制限	○収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度 ・収容率：大声あり50%以内、大声なし100%以内 ・人数上限：5000人（計画策定時：2万人まで追加可） ○同左

県外との往来・来県等について

■ 県外との往来について

【現行】			【変更案】		
区分	新規感染者 (直近1週間の人口10万人)	行動要請	区分	新規感染者 (直近1週間の人口10万人)	行動要請
①感染注意地域	2.5人超	-	①感染流行地域	100人以上	-
②感染流行地域	5人超				
③感染拡大地域	15人超		不要不急の 往来自粛 (ワクチン・検査パッケージ適用者は対象外としていたが、感染拡大により1/11より同運用を停止中)	②感染拡大地域	200人以上
④まん延防止等重点措置区域	国指定	③まん延防止等重点措置区域		国指定	不要不急の 往来自粛
⑤緊急事態措置区域		④緊急事態措置区域			

■ 県外からの来県について

区分	新規感染者 (直近1週間の人口10万人)	現行	変更案
①まん延防止等重点措置区域	国指定 (ワクチン・検査パッケージ適用者は対象外としていたが、感染拡大により1/11より同運用を停止中)	不要不急の往来自粛	不要不急の往来自粛
②緊急事態措置区域			

※上記に関わらず、全国の感染状況等を踏まえて、県外との往来自粛等や県外からの来県自粛の要請を検討する。
 ※平時から、県民に対して県外から帰ってきた際の検査の実施を要請するとともに、来県者には、来県前のワクチン3回目接種の完了又は検査での陰性確認の要請を行う。
 ※ワクチン・検査パッケージによる行動要請の緩和については、今後の国の方針を踏まえ検討する。

■ その他

飲食店等に対する営業時間短縮の要請については、国の「まん延防止等重点措置区域」の適用によることを原則とするが、感染拡大防止の観点から必要があれば、県独自の実施を検討する。